

令和5年度「活字文化のグローバル発信・普及事業」実施業務
仕様書

1. 趣旨・事業概要

我が国の多様で豊かな活字文化を海外へ発信・普及させるため、海外発信の基盤となる翻訳家の発掘・育成を行うとともに、出版社等による作品の海外展開を促進する。あわせて、世界の文学関係者、出版関係者等を対象に、我が国の活字文化の理解をより深めるための活動を実施する。

2. 業務内容

- (1) 海外の各言語圏において日本の活字文化を発信する基盤となる翻訳家を発掘・育成するため、これまで文化庁が翻訳者育成事業として開催してきた翻訳コンクールを本事業の一部として実施する。既に実施要項が公表されている第8回翻訳コンクールについて実施要項に基づき運営を行うとともに、第9回コンクールを企画し、令和5年12月末までに実施要項の発表を行うこと。第9回コンクールは、英語の他にもう1言語の対象言語を設定すること。コンクール以外に翻訳家の育成に資する事業があれば、あわせて提案すること。なお、コンクールの賞金は文化庁から支払うため、経費に計上する必要はない。

※ 第8回翻訳コンクール実施要項

<https://www.jlpp.go.jp/competition8/index.html>

- (2) 日本の出版社等による活字コンテンツの海外展開を促進するために必要な事業を実施する。事業の実施にあたっては、海外展開に必要となる知識やノウハウが蓄積され、広い範囲の出版社等に共有される仕組みをあわせて考案し実施すること。
- (3) グローバルな文学関係者や出版関係者等を対象に、日本の活字文化の理解促進に繋がる活動を実施する。世界に向けた幅広い発信を行う事業のほか、特定の国や言語圏を定めて効果的に働きかける事業についてもあわせて提案すること。
- (4) 上記(1)～(3)の事業について効果的な広報を行うため、翻訳コンクール Web サイト (<https://www.jlpp.go.jp/>)、ツイッター (https://twitter.com/jlpp_info)、フェイスブック (<https://www.facebook.com/people/JLPP/100057028496877/>) を運営し、情報発信を行う。
- (5) その他、必要な事業を実施する。

3. 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は、委託契約締結にあたり作成する業務計画書、本事業の「委託実施要項」及び「文化庁委託業務実施要項」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

4. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

5. 成果物

報告書・・・紙媒体5部（簡易冊子で可）、電子媒体（PDF、電子メールにて提出）

6. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和6年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化経済・国際課グローバル展開推進室
bunka-global@mext.go.jp